

天龍 広報

第 166 号

2015年4月23日

— 私たちの村 —

— 4月1日現在 —

人口 1,478 人

男 689 人 女 789 人

世帯数 789 世帯

発行 天龍村役場
編集 総務課
印刷 斎藤印刷所

龍泉閣2階に飯田線ジオラマついに完成!



完成したジオラマ



製作の様子



盛大にセレモニーを開催しました

村内の有志で構成される「天龍村飯田線の歴史をつなぐ会」と、天龍小中学生が「長野県地域発元気づくり支援金」を活用して、昨年7月から製作してきた飯田線ジオラマが完成し、4月4日(土)にオープニングセレモニーが盛大に開催されました。

昭和40年代の天龍村を再現した作品で、天龍村の四季が盛り込まれています。

今後は龍泉閣2階に常設されますので、ご覧いただきますようよろしくお願いいたします。

議会だより

第1回 定例議会

平成27年第1回天龍村議会定例会は3月10日に開会し、20日までの11日間の会期で行われ、左記の議案について原案どおり可決されました。

「可決された案件」

○固定資産評価審査委員の選任について議会の同意を求めることについて

内容は、固定資産評価審査委員(3名・任期3年)の内、平成27年3月31日に任期満了となる伊藤文博氏(大河内)について、再任することが同意されました。

○人権擁護委員候補者の推薦について

内容は、人権擁護委員(2名・任期3年)の、鎌倉文江氏(東原A)・遠山景一氏(南中)が、平成27年6月30日に任期満了となることから、再任することについて承認されました。

○天龍村立養護老人ホーム天龍荘の指定管理者の指定について

内容は、施設の指定管理者となつている天龍村社会福祉

協議会について、平成27年3月31日をもって期限が到来するため、引き続き10年間指定することの承認がされました。

○議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

内容は、人事院勧告のとおり、期末手当の配分率を改定するものです。

○議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例について

内容は、平成27年度から、報酬の削減額を概ね3%回復させ、引き続き、本則より2%減額した額とするものです。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

○教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について

内容は、法律の改正により、教育委員長と教育長を一本化した、特別職の新教育長を置くこととされたことによる条文の整備を行うものです。なお、現教育長が在任中の場合は、任期が満了するまで旧制度のまま、事務等は執行され

ます。

○特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

内容は、長野県の最低賃金が引き上げられたことなどの理由により、教育委員などの非常勤特別職の報酬を引き上げるよう定めたものです。

○天龍村教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について

○常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○常勤の特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

内容は、人事院勧告による期末手当の配分率の改定及び村長・副村長・教育長について、平成27年度から、給料の削減額を概ね3%回復させ、6%と定めたものなどです。減額率の推移については、7ページをご覧ください。

○一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

内容は、人事院勧告に準じ、民間給与との格差を解消するため、給料表の水準を平均2%引き下げることや、勤勉手

当の配分率などを改めたものです。

○飯田市との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて

○戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について

内容は、飯田市と周辺町村が、戸籍情報処理機器を飯田市役所へ設置し、共同利用することで、経費の削減と災害などへの復旧体制を整備することを定めたものです。

○天龍村保育所保育料徴収条例の全部を改正する条例について

○天龍村保育の実施に関する条例の全部を改正する条例について

内容は、子ども・子育て支援法の制定に伴い、保育の必要性の認定を市町村が行うことなどの条文整備です。

○天龍村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

内容は、児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について、市町村が基準を定めることとされたことに伴い、条例を制定するものです。

○天龍村指定地域密着型サ-

ビスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

○天龍村指定地域密着型介護予防サ-ビスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サ-ビスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

○天龍村指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例について

○天龍村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について

○天龍村介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定について

内容は、第3次一括法において介護保険法の一部が改正されたことに伴い、各条例の条文整備や制定をするものです。

○天龍村介護保険条例の一部を改正する条例について

内容は、介護保険法施行令

の改正に伴い、平成27年度より第1号被保険者の保険料率の基準を改正し、平成29年度までの保険料を定めるもので、第6期の標準額は、第5期と同額の月額5千円です。なお、低所得者・第1段階は、消費税を財源として保険料の軽減が強化されます。

○天龍村行政手続条例の一部を改正する条例について
内容は、行政手続法の改正により、国民の権利利益の保護充実のための手続に関する整備などがされたことに伴い、条文を整備するものです。

○天龍村小水力発電設備管理基金条例の制定について
内容は、長野県グリーンニュー

○天龍村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
内容は、行政手続法の改正により、国民の権利利益の保護充実のための手続に関する整備などがされたことに伴い、

○天龍村小水力発電設備管理基金条例の制定について
内容は、長野県グリーンニュー

○天龍村小水力発電設備管理基金条例の制定について
内容は、長野県グリーンニュー

○天龍村小水力発電設備管理基金条例の制定について
内容は、長野県グリーンニュー

○天龍村小水力発電設備管理基金条例の制定について
内容は、長野県グリーンニュー

○天龍村小水力発電設備管理基金条例の制定について
内容は、長野県グリーンニュー

れるカドミウムの排水基準が強化されたことにより条文を整備するものです。

○下伊那郡土木技術センター組合規約の一部変更について
内容は、道路法の改正に伴い、町村道の道路管理者が行う道路橋などの定期点検が義務づけられ、増大する事務を共同処理できるよう内容を定めたものです。

○天龍村道路線の変更について
内容は、国道418号藁野トンネルが開通したことにより、旧道となった路線の引き受けに伴う変更を行うものです。

○天龍村過疎地域自立促進計画の一部変更について
内容は、村の実施計画などに合わせて、村道改良等事業・南上特賃住宅屋根修繕工事などの追加、見直しをしたものです。

○平成27年度天龍村議会事業計画について
内容は、議員提出により、平成27年度の議会事業計画を定めたものです。

○平成26年度おきよめの湯大規模改修事業 建築・地盤・改良・電気設備工事」請負契約の変更について

○平成26年度おきよめの湯大規模改修事業 建築・地盤・改良・電気設備工事」請負契約の変更について

○「平成26年度おきよめの湯大規模改修事業 温泉機械設備工事」請負契約の変更について

「報告」

「意見書」等

○「手話言語法」制定を求める意見書

○高速料金割引率の復元（大幅アップ）を求める意見書
審議の結果、いずれも採択され、関係大臣などへ意見書を送付しました。

「予算」

○平成26年度天龍村一般会計補正予算（第8号）
○平成26年度天龍村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
○平成26年度天龍村営水道特別会計補正予算（第5号）
○平成26年度天龍村営下水道事業特別会計補正予算（第5号）
○平成26年度天龍村介護保険特別会計補正予算（第5号）
○平成27年度天龍村一般会計予算
○平成27年度天龍村国民健康保険特別会計予算
○平成27年度天龍村営水道特

○平成26年度天龍村一般会計補正予算（第8号）
○平成26年度天龍村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
○平成26年度天龍村営水道特別会計補正予算（第5号）
○平成26年度天龍村営下水道事業特別会計補正予算（第5号）
○平成26年度天龍村介護保険特別会計補正予算（第5号）
○平成27年度天龍村一般会計予算
○平成27年度天龍村国民健康保険特別会計予算
○平成27年度天龍村営水道特

別会計予算

○平成27年度天龍村営下水道事業特別会計予算
○平成27年度天龍村介護保険特別会計予算
○平成27年度天龍村後期高齢者医療保険特別会計予算

「一般質問」

○大平正長議員
一、国道418号並びに（主）飯田富山佐久間線等の改良整備促進に関する平成27年度の要望活動について
二、介護保険法等の改正に伴う天龍村における今後の高齢者対策と介護支援事業の取り組み方について

○板倉幸正議員
一、林道小河内川線の道路整備について
二、龍泉閣副支配人の仕事分担について
三、なんでも館の改修について

○熊谷美沙子議員
一、龍泉閣の業務、組織体制・テナント契約の現状と問題点、今後の課題と対応について
二、クオッシーの利用状況と村民からの要望や意見・改善点などについて
三、村職員の意識等について

○村松克一議員
一、地区担当職員的重要性を

○村松克一議員
一、地区担当職員的重要性を

村職員が認識しているのかについて

二、各種団体と懇談することの重要性について

三、ブラック企業と、それとの契約について

四、下伊那の誘致企業で働く村民の雇用に危惧することについて

○野竹正孝議員
一、ふるさと寄附金実績と寄附者への謝礼などについて
二、龍泉閣の要員配置、営業などについて

平成26年度 補 正 予 算

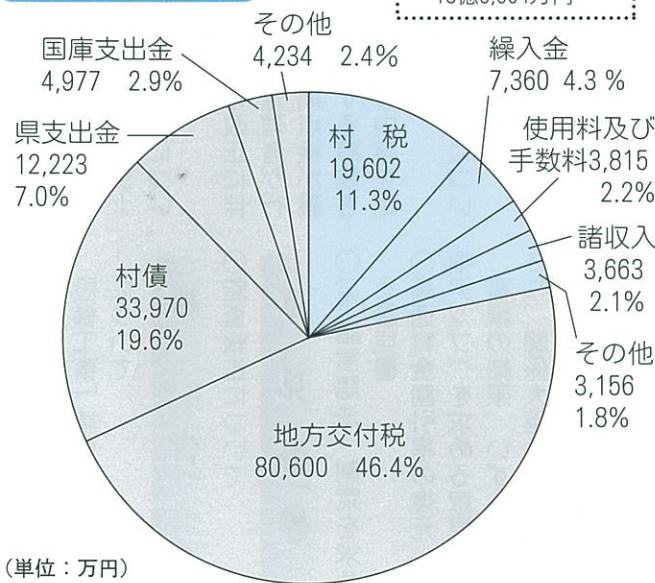
会 計 名	補正前の額	補正額	計
一 般 (第8号)	23億1,490万円	7,891万円	23億9,381万円
国民健康保険 (第2号)	2億872万円	△1,335万円	1億9,537万円
村 営 水 道 (第5号)	7,635万円	△270万円	7,365万円
村営下水道事業 (第5号)	5,772万円	13万円	5,785万円
介 護 保 険 (第5号)	3億512万円	—	3億512万円

平成27年度 一般会計当初予算

17億3,600万円

平成27年度の一般会計及び特別会計の当初予算が、3月定例議会で承認され、一般会計の総額は歳入歳出それぞれ17億3,600万円、前年度比12.1%減の予算となりました。今号では、その概要をお知らせします。

歳 入



★村税 (1億9,602万円)

みなさんから村へ納めていただく税金の総額です。前年度に比べ2.8%、530万円の増となりました。

★地方交付税 (8億600万円)

すべての市町村で一定水準の行政サービスを受けられるように、国に納められた税金を再配分して交付されます。また、過去に借り入れた辺地・過疎対策事業債など村債の償還金財源補てんも含まれます。村の収入でもっとも大きな比重を占めています。

★国・県支出金 (1億7,200万円)

国庫補助事業や国民年金事務などに対し、国や県から交付される補助金や委託金などです。前年度に比べ1.8%、308万円の減となります。

★繰入金 (7,360万円)

今まで積み立てていた基金（貯金）をいろいろな目的のために取り崩し、一般会計へ繰り入れるものです。村債の繰上償還のために減債基金を7,260万円取り崩す予定です。

★村債 (3億3,970万円)

道路整備事業などの財源として国などから借り入れる村の借金です。後年度に財源補てんとして地方交付税に算入される辺地・過疎対策事業債など有利なものを借り入れる予定です。前年度の地場産業振興施設整備事業、おきよめの湯大規模改修事業など大型事業が減少したため、前年度に比べ29.7%、1億4,370万円の減となっています。

平成27年度主要事業

・長野県議会議員一般選挙	236万円
・地域おこし協力隊活動費	1,749万円
・くらし安心ICTネットワーク整備事業	98万円
・タクシー券（クォッシー）使用料	468万円
・養護天龍荘トイレ改修工事	756万円
・老人福祉医療費 （75歳以上対象 自己負担の6割給付）	1,049万円
・地籍調査費	2,822万円
・林道向方線改良事業	2,322万円
・補助林道虫川新野峠線舗装事業	2,264万円
・龍泉閣設備改修工事	218万円
・おきよめの湯源泉ポンプ設備更新工事	1,044万円
・村道改良事業（村道梨畑線他）	1億2,635万円
・南上特賃住宅修繕工事	668万円
・防災行政無線移動系デジタル化工事	1億7,509万円
・児童生徒給食費補助金	131万円
・高校生通学費補助金	61万円
・天龍梅花駅伝運営委員会補助金	402万円
・小・中学校 学習用ノート支給事業	11万円
・村債繰上償還	7,262万円

特 別 会 計

国民健康保険	1億7,080万円
村営水道	5,815万円
村営下水道事業	5,140万円
介護保険	2億6,971万円
後期高齢者医療保険	2,939万円

歳 出

性 質 別

★人件費（3億4,930万円）

委員報酬・議員報酬・特別職・一般職員の給与や手当などです。前年度に比べ3.9%、1,326万円の増となっています。

★物件費（2億7,382万円）

臨時職員の賃金、消耗品や燃料代などの需用費、電話や郵便代などの役務費、備品購入費、各種委託料などです。前年度に比べ0.7%、182万円の減となっています。

★扶助費（8,526万円）

法に基づき、児童・生徒や障がい者、高齢者に対して支払われる医療費給付などです。前年度に比べ4.2%、374万円の減となっています。

★補助費等（1億8,753万円）

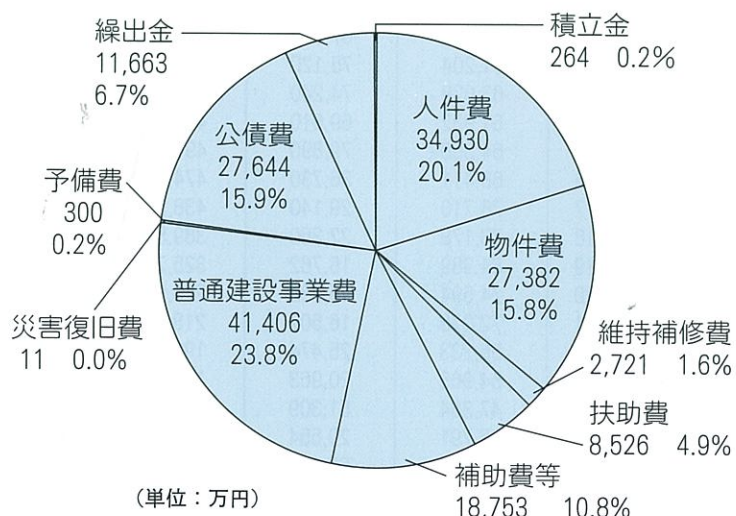
建物や自動車の保険料、広域連合など他団体に対する負担金、条例などで定められた補助金・交付金などです。高校生通学費補助、森林整備地域活動支援交付金、有害鳥獣駆除補助金などが盛り込まれています。前年度に比べ3.5%、679万円の減となっています。

★普通建設事業費（4億1,406万円）

道路改良やその他の工事費、国、県の建設事業に対する負担金などです。新規事業として、防災行政無線移動系デジタル化工事、おきよめの湯源泉ポンプ更新工事などの事業がありますが、前年度の大型事業完了などがあり、前年度に比べ31.0%、1億8,579万円の減となっています。

★繰出金（1億1,663万円）

一般会計から国保や水道、下水、介護保険などの特別会計へ支出されるものです。前年度に比べ12.8%、1,706万円の減となりました。



目 的 別

★総務費（2億6,382万円）

主に村の基本的な行財政政の運営のための経費です。前年度に比べ0.1%、24万円の増となっています。

★民生費（3億2,397万円）

福祉などの経費です。国保、介護、後期高齢者医療会計への繰出金もここに含まれます。前年度に比べ2.3%、758万円の減となっています。

★農林水産業費（1億3,248万円）

農林業に関する経費です。地場産業振興施設整備事業完了などにより、前年度に比べ34.4%、6,950万円の減となっています。

★商工費（7,620万円）

商業や観光・温泉に関する経費です。おきよめの湯大規模改修整備事業などの減により、前年度に比べ75.9%、2億4,012万円の減となっています。

★土木費（2億669万円）

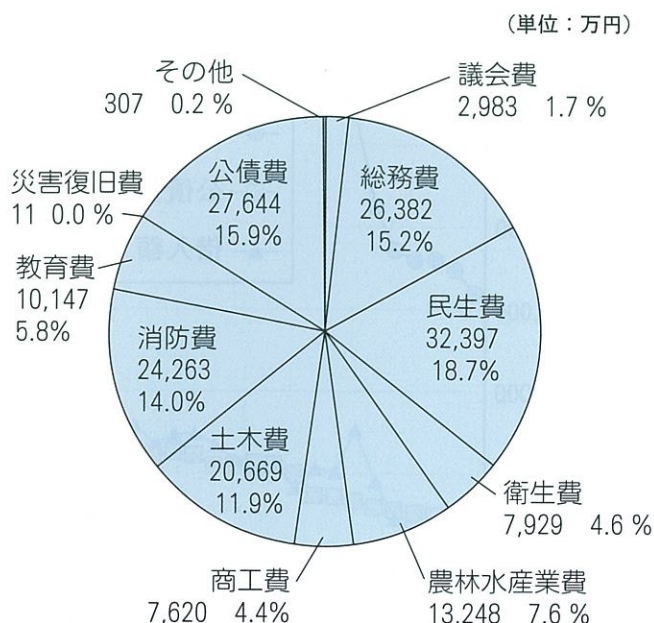
村道や住宅などに関する経費です。村道長野大嵐線、村道原清水線などの舗装工事や、村道梨畑線の改良工事、南上特賃住宅修繕工事などを行います。前年度に比べ24.9%、6,852万円の減となっています。

★教育費（1億147万円）

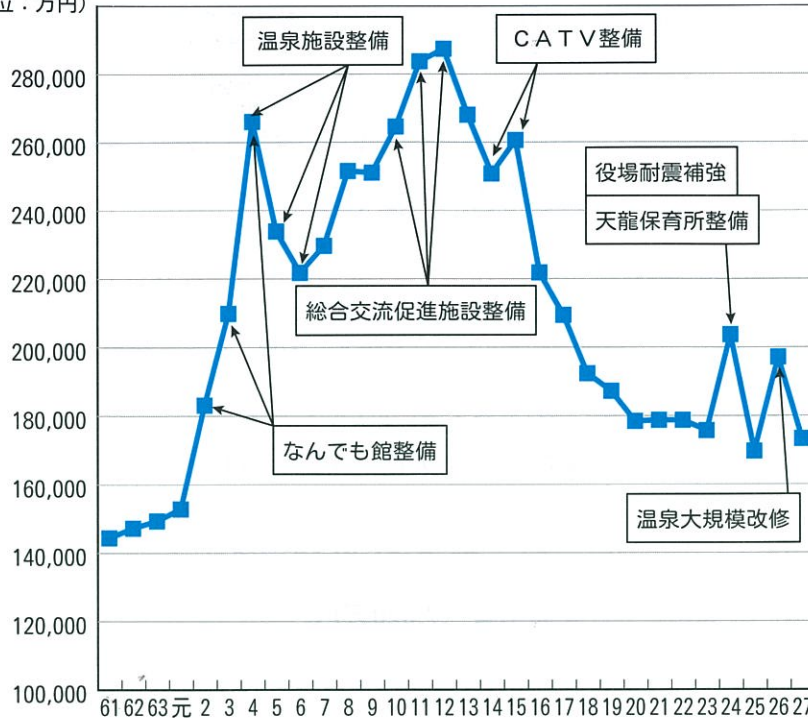
小・中学校や社会教育などに関する経費です。前年度に比べ6.5%、618万円の増となっています。

★公債費（2億7,644万円）

国などから借り入れた村債の返済金です。将来の負担を軽減するため、今年度も繰上償還を実施します。前年度に比べ8.8%、2,668万円の減となっています。



(単位：万円)



年度	当初予算額
61	144,600
62	147,400
63	149,500
元	153,000
2	183,300
3	210,000
4	266,200
5	234,000
6	221,900
7	229,800
8	251,700
9	251,200
10	264,700
11	283,900
12	287,600
13	268,200
14	251,000
15	260,800
16	222,000
17	209,600
18	192,600
19	187,500
20	178,700
21	179,000
22	179,000
23	176,000
24	204,000
25	170,000
26	197,400
27	173,600

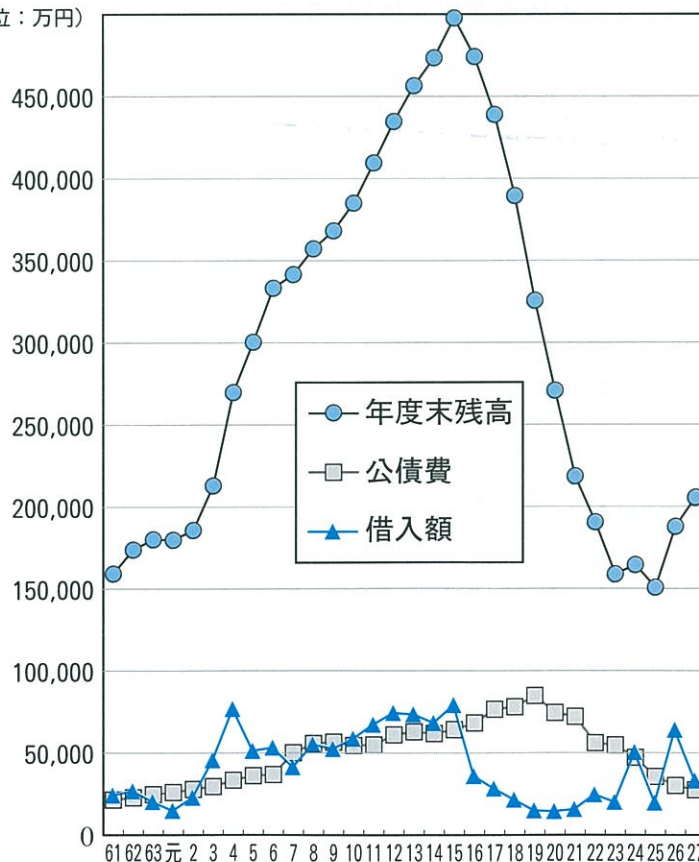
当初予算額の推移

(昭和61年度～)

村債借入額等の推移

(昭和61年度～)

(単位：万円)



年度	公債費	借入額	年度末残高
61	21,623	24,940	159,479
62	22,925	27,450	174,126
63	24,870	20,880	180,399
元	26,137	15,500	180,090
2	28,000	23,480	185,993
3	29,698	46,250	213,119
4	33,561	77,440	269,865
5	36,291	51,930	300,505
6	36,978	53,930	333,373
7	50,216	42,040	341,660
8	55,876	55,840	357,313
9	56,693	53,140	368,251
10	54,699	59,390	385,080
11	55,068	67,990	409,536
12	61,204	75,120	434,730
13	63,028	74,240	456,474
14	61,932	69,010	473,469
15	64,358	79,890	497,713
16	68,411	36,730	474,183
17	76,710	29,140	438,963
18	78,178	22,360	389,540
19	84,989	15,762	325,731
20	74,594	15,288	270,884
21	72,273	16,507	218,675
22	56,233	25,474	190,713
23	54,965	20,963	158,994
24	47,384	51,309	164,656
25	35,791	20,554	150,900
26	30,312	66,109	187,975
27	27,644	33,970	195,510

※H25年度までは実績、H26は決算見込み、H27は当初予算で算出。

長野県議会議員 一般選挙の結果

4月12日(日)に行われた、長野県議会議員一般選挙の結果は次のとおりです。

○当日の有権者数

男	女	計
6,277人	7,111人	13,388人

○投票者数

男	女	計
3,777人	4,455人	8,232人

○投票率

男	女	計
60.13%	62.59%	61.43%

○有効投票数

計
8,044票

○無効投票数

計
1,8票

○開票結果(届出順)

氏名	得票数
児島 博司	1,93票
吉川 彰一	1,90票
高橋 岑俊	421票



開票の様子

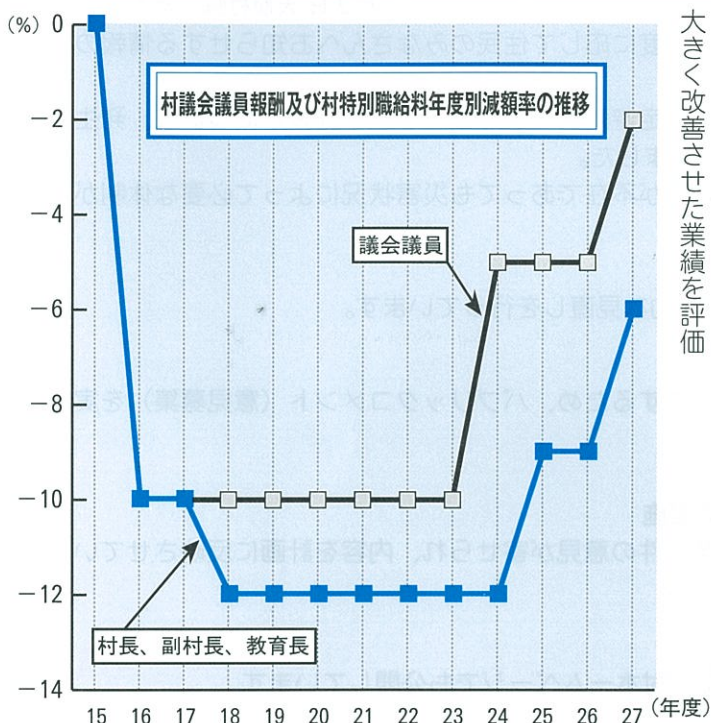
特別職給料月額及び議会議員報酬月額の削減額を緩和について

平成27年度から村長・副村長・教育長の給料月額及び議会議員の報酬月額について、削減額が概ね3%緩和されることになりました。

1月に行われた、特別職報酬等審議会では、「国の経済施策により景気回復が見込まれているが、当村における民間企業や一般家庭においては、波及効果が実感できていない状況である。しかし、村長のもとに副村長及び教育長が組織をもって、過去の大型事業に伴う借金の返済を積極的に努めた結果、村の財政状況を大きく改善させた業績を評価

すると、財政圧迫による報酬額の削減目的は概ね達せられたことから3%緩和し、6%減額とすることが適当である。また、議会議員についても、今後とも村政発展に向けて、より一層議員活動に尽力してもらうことを期待し、村三役と同じ考えのもと、3%緩和し、2%減額することが適当である。」との答申がされました。この答申結果を尊重し、議会の慎重審議の結果、可決されました。

村民みなさんのご理解をお願いいたします。



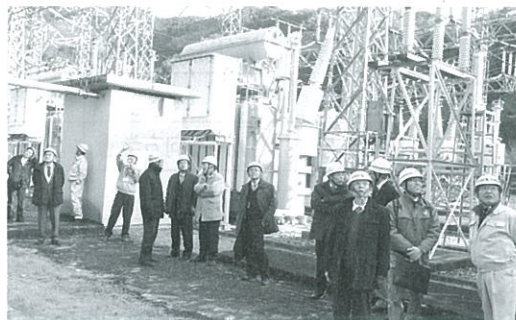
中部電力(株)と村議会議員との行政懇談会実施

総務社会副委員長 村松小司郎

平成26年12月15日(月)、当村において中部電力(株)と村議会議員との行政懇談会が開催されました。

当日は、中部電力(株)職員の12名と、村議会議員7名及び村長はじめ役場関係者8名が出席しました。最初に平岡発電所及びダム取水口の見学視察を行い、その後、懇談会と情報交換会が、なんでも館にて行われました。発電所では、建物の中に入って発電機の交換作業、ダム取水口では、排水口の清掃作業を見学しました。

情報交換の席上、昨年2月の大雪の事例に鑑み、今後の大雪対策について、「中



平岡発電所見学視察

議会活動報告

ふるさと寄附金 ありがとうございます

広報天龍第165号(1月発行)で公表後、3月31日現在で寄附をしていただいた皆さんは次のとおりです。

○鶴巣 宏臣 様 (長野県)
○匿名 2名様

本人の希望により氏名・寄附金額を公表できない方がいます。

今回は3名の方から、寄附を頂きました。ありがとうございました。

新たな天龍村地域防災計画を策定

東日本大震災などの近年発生した大規模災害を教訓に、国の災害対策基本法や長野県地域防災計画が改正されたことに伴い、村が防災に関して処理すべき事務や業務などについてあらかじめ定めた、天龍村地域防災計画の全面的な見直しを平成25年度から着手していましたが、3月2日(月)に国・県などの関係機関、生活基盤事業者などで組織された、天龍村防災会議で新たな計画が承認され、同日より運用されることとなりました。



3月2日 天龍村防災会議

○修正の要点

- ・避難準備情報・避難指示・避難命令といった、災害の危険度に応じて住民のみなさんへお知らせする情報の基準を明確化しました。
- ・指定緊急避難場所（一時的に集まっていただく場所）と指定避難所（避難生活を送る施設）について、発生した災害ごとに利用の可否が判断できるよう区分付けをしました。
- ・非常時の村職員の参集基準を見直し、招集判断を行う職員が不在であっても災害状況によって必要な体制が取れるよう整備しました。
- ・原子力災害対策編を新たに創設しました。

※その他、国・県の関連情報の改正に伴い、計画内容の全面的な見直しを行っています。

○パブリックコメント

計画の策定に先立ち、住民のみなさんからのご意見を反映するため、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。

・募集期間

平成27年 2 月 2 日(月)から平成27年 2 月20日(金)までの間で実施

募集結果は、2 名の方より指定緊急避難場所について各 1 件の意見が寄せられ、内容を計画に反映させていただきました。

○地域防災計画の閲覧

今回策定した計画は、総務課窓口で閲覧できます。また、村ホームページでも公開しています。

指定緊急避難場所

災害が発生した、又は発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるため避難していただく場所です。

番号	名 称	所在地	管理者	電話番号	指定緊急避難場所		
					地震	土砂災害	洪水
1	天龍小学校校庭	西 原	村	32-2022	○	○	○
2	天龍保育所園庭	中 央	村	32-2031	○	△※ ¹	○
3	なんでも館駐車場	南 中	村	32-3206	○	○	○
4	平岡駅前駐車場	南 中	村		○	○	○
5	松島独身住宅駐車場	松 島	村		○	○	○
6	飯伊森林組合南部支所 天龍事務所庭	福 島	飯伊森林組合	32-2267	○	○	○
7	坂部文化伝承館庭	坂 部	村		○	○	○
8	どんぐり向方学園校庭	向 方	どんぐり向方学園	32-3755	○	○	○
9	向方老人憩いの家庭	向 方	村		○	△※ ¹	○
10	大河内多目的集会施設駐車場	大河内	村		○	×※ ²	○

※¹ 平成26年度に土砂災害警戒区域に指定されたため、災害の状況によっては使用できない場合があります。

※² 平成19年度に土砂災害特別警戒区域に指定されましたが、この他に近くに目安となる広場などの指定可能な場所がないため、災害の状況に応じた対応が必要です。

指定避難所

災害の危険性があり避難した方を災害の危険性がなくなるまでの必要な間、または災害により家に居れなくなった方に一時的に滞在していただくための施設です。

番号	名 称	所在地	収容 人員	管理者	電話 番号	鍵保管場所	備考(担当係)
1	折立集会施設	折立	50	村		地区及び役場	総務課企画財政係 土砂災害警戒区域内
2	清水集会施設	清水	20	村		地区及び役場	総務課企画財政係 土砂災害警戒区域内
3	天龍小学校	西原	200	村	32-2022	小学校・教育委員会	教育委員会(体育館の予備鍵は教育委員 会で預かっています)土砂災害警戒区域内
4	天龍保育所	中央	100	村	32-2031	保育所	保育所・住民課住民福祉係 土砂災害警戒区域内
5	ふれあいプラザ	中央	50	村		地区及び役場	住民課住民福祉係 土砂災害警戒区域内
6	村民体育館	岡本	200	村		教育委員会・役場	教育委員会 耐震診断(済)耐震改修(未)
7	岡本集会施設	岡本	50	村		地区及び役場	総務課企画財政係
8	ふれあいステーション龍泉閣	南中	100	村	32-1088	龍泉閣・役場	振興課商工観光係
9	文化センターなんでも館	南中	100	村	32-3206	教育委員会	教育委員会
10	松島集会施設	松島	30	村		松島地区	総務課企画財政係
11	鶯巣梅の里ふれあい館	鶯巣	100	村		地区及び役場	振興課農林係
12	下山集会施設	下山	50	村		地区及び役場	総務課企画財政係 土砂災害警戒区域内
13	中井侍集会施設	中井侍	50	村		地区及び役場	総務課企画財政係 土砂災害特別警戒区域内
14	上平集会施設	途中上平	10	村		地区及び役場	総務課企画財政係 土砂災害特別警戒区域内
15	福島集会施設	福島	50	村		地区及び役場	総務課企画財政係 土砂災害特別警戒区域内
16	ニセンジふれあい館	倉の平	20	村		地区及び役場	振興課商工観光係
17	坂部文化伝承館	坂部	50	村		地区及び役場	振興課農林係
18	戸口集会施設	戸口	50	村		地区及び役場	総務課企画財政係
19	大久那集会施設	大久那	30	村		地区及び役場	総務課企画財政係 土砂災害特別警戒区域内
20	合戸集会施設	合戸	10	村		地区及び役場	総務課企画財政係
21	どんぐり向方学園	向方	100	村	32-3755	どんぐり向方学園	教育委員会 耐震診断(未)耐震改修(未)
22	向方老人憩いの家	向方	50	村		南支所	住民課住民福祉係 土砂災害警戒区域内
23	大河内集会施設	大河内	50	村		地区及び役場	振興課農林係 土砂災害特別警戒区域内
24	地区代表者宅	峠山	5	地区代表者		地区代表者宅	耐震診断(未)耐震改修(未)
25	梨畑集会施設	梨畑	20	村		地区及び役場	総務課企画財政係 土砂災害警戒区域内

※平成26年度に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を受けた区域内の施設と、耐震改修未対応施設については、それぞれ近隣での新たな避難所の指定が難しいため、災害の状況に応じて施設の使用が難しい場合は使用可能な最寄の指定避難所を利用する。

要配慮者専用避難所(福祉避難所)

番号	名 称	所在地	収容 人員	管理者	電話 番号	鍵保管場所	備考(担当係)
1	老人福祉センター	長野	200	村		役場	総務課総務係 土砂災害警戒区域内

※平成26年度に土砂災害警戒区域の指定を受けましたが、要配慮者(高齢者、負傷者、妊産婦、乳幼児など)向けの設備を整える必要があることから、新たな避難所の指定は難しいため、災害状況により施設の使用が難しい場合は復旧するまでの間、使用可能な最寄の指定避難所を利用していただきます。

《天龍村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定します》

国において、急速な少子化・高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生法が平成26年11月28日に制定されました。

本村においても、少子高齢化が一層進展することが見込まれており、人口減少の克服、地域経済の発展や活力ある地域社会の形成などが課題となっています。

そこで、まち・ひと・しごと創生法に基づき国及び県が策定するまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案しながら、村の実情を踏まえ、人口、経済、地域社会の課題に一体的に取り組むため、天龍村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定します。

また、平成27年度は第5次天龍村総合計画（平成23年度～平成32年度）の基本計画（平成28年度～平成32年度）策定を行います。

共に村の今後の施策の方向性を決める重要な計画でありますので、地区懇談会等で村民の皆様のご意見等をお聞かせください。

◎策定する内容

☆「天龍村人口ビジョン」

本村の人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する基本認識の共有を図り、取り組むべき将来の方向を示す長期的な人口ビジョンとして策定します。

☆「天龍村まち・ひと・しごと創生総合戦略」

天龍村人口ビジョンを踏まえ、将来にわたって活力ある地域を維持するため、村民一人ひとりが生涯現役として輝き、村の豊かさと村民の心の温かさをともに実感し暮らすことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び魅力ある多様な就業機会の創出を一体的に推進する計画として策定します。

◎計画期間

「天龍村人口ビジョン」は、25年後の平成52年（2040年）とし、国立社会保障人口問題研究所の人口推計を基礎数値として用います。

「天龍村まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、平成27年度から平成31年度までの5か年計画とします。

◎総合戦略を策定するうえで検討する項目

- ① 地域への新しいひとの流れをつくる。
- ② 地域に仕事をつくり、安心して働けるようにする。
- ③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。
- ④ 時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する。

◎策定体制

① 天龍村まち・ひと・しごと創生審議会【外部組織】

天龍村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び推進にあたり、村民、農林商工業・行政機関・教育機関・金融機関等の関係者の意見を反映するため、（仮称）天龍村まち・ひと・しごと創生審議会を設置します。

② 天龍村まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部【役場組織】

天龍村まち・ひと・しごと創生に役場組織横断的に取り組むため、村長を本部長とする天龍村まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部を平成27年 4 月 1 日に設置しました。

◎策定の時期 平成27年度中

小水力発電施設が完成

昨年末から工事を始めた天龍村小水力発電施設が3月に完成しました。発電施設の名前は「龍吐^{りゅうど}水力発電所」と大平村長に考えていただきました。

龍吐水とは消防ポンプの元祖で、その放水が「龍が水を吐く姿」に似ていることから、そう呼ばれるようになったそうで、原から中央へ落差36メートル、送水管延長120メートルの龍が、吐いた水で発電する姿から命名しました。

龍吐水力発電所は県のグリーンニューディール基金の補助を受けて整備されました。

防災拠点施設として、災害時に供給できる再生エネルギーの設置を目的としています。通常時は、発電した電気を保育所で利用しますが、災害時には蓄電された電力4.8kwと合わせて発電している電力を保育所に設置された2ヶ所の電源コンセントから使用することができます。

蓄電池は保育所の中に設置されており、夜間に充電されております。

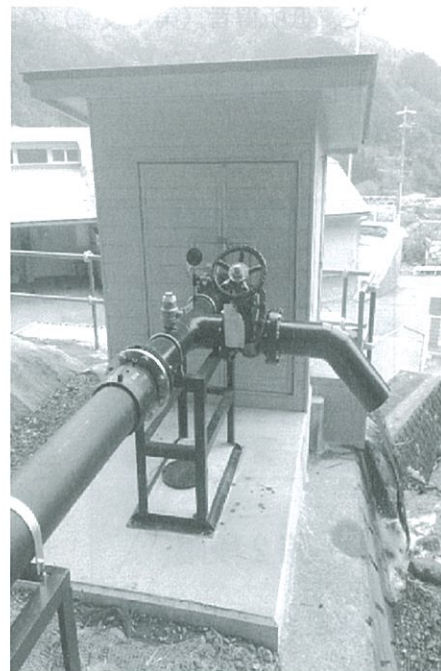
上流には取水口がありますが、たくさんのごみが出てきます。ごみを流さないようにご協力お願いします。



発電所看板



保育所内蓄電池



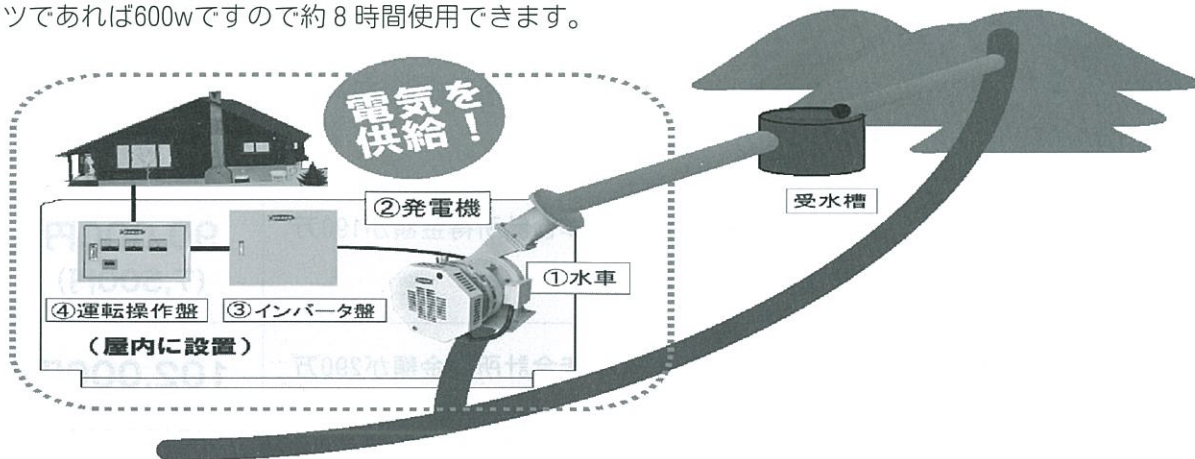
発電機がある小屋

◎家電製品の消費電力の例

家電製品	消費電力 (w)	家電製品	消費電力 (w)
電子レンジ	1300w	コタツ	600w
ホットプレート	1300w	炊飯器	300～700w

各家電製品を見ていただくと、その製品の消費電力が表示されていますので、確認してみてください。

例えばホットプレートの場合1300wですので、保育所の蓄電池（4.8kw）で約3時間使用することができます。コタツであれば600wですので約8時間使用できます。



介護保険料が見直されました

介護保険料は3年ごとに金額を見直すことになっており、平成27年度が見直しの年にあたります。

保険料は所得に応じ、いくつかの段階に分けて設定します。村の保険料基準月額、5,000円で第5期（平成24～26年度）と同額で据え置きですが、国の保険料の標準段階が6段階から9段階へ引き上げられたのにあわせ、村でも9段階へと変更しました。そのため、収入に変更がなくても、保険料額が変更となる場合があります。また、低所得者（第1段階）の保険料の軽減が強化されました。

保険料は、みなさんが利用する介護サービスの総費用に応じて決まる仕組みで、利用量が増えると保険料も増えます。

段 階	対 象 者	平成27～29年度 年額保険料 (月額)
第1段階	生活保護の方及び世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受給されている方、または前年所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	27,000円 (2,250円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年所得金額＋課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	45,000円 (3,750円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える方	45,000円 (3,750円)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年所得金額＋課税年金収入額が80万円以上の方	54,000円 (4,500円)
第5段階 (基準額)	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、第4段階以外の方	60,000円 (月額5,000円)
第6段階	本人は住民税非課税で、前年合計所得額120万円未満の方	72,000円 (6,000円)
第7段階	本人が住民税課税で、前年合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	78,000円 (6,500円)
第8段階	本人が住民税課税で、前年合計所得金額が190万円以上290万円までの方	90,000円 (7,500円)
第9段階	本人が住民税課税で、前年合計所得金額が290万円以上の方	102,000円 (8,500円)

平成27年度から介護保険制度が変わります

「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」の成立により、介護保険制度が平成27年4月から段階的に改正されます。

今回の改正は、制度がスタートして以来の大きな見直しです。新たな制度では、利用者に負担をお願いするものもありますが、介護保険制度にかかる経費が増加する中、制度を維持するためご理解をお願いします。

1 平成27年4月から、特別養護老人ホームの入所基準が、原則「要介護3以上」になります。

〈現在〉 要介護1～5の方が、特別養護老人ホームに入所できます。

改正後

要介護3～5の方に入所が限られ、要介護1・2の方は、新たに入所できません

◆平成27年3月末までに入所している方は、要介護1・2でもそのまま入所できます。4月以降、入院などで一旦退所し、退院後の再入所は、新規入所扱いになります。

◆要介護1・2の方でも、やむを得ない事情で在宅生活が著しく困難な場合は、特例で入所が認められる場合があります。

*「やむを得ない事情」とは、認知症などで常時見守りが必要、知的障がいや精神障がいなどがあり症状が安定しない、虐待が疑われるなどの場合で、個々の状態を踏まえて判断することになります。

2 平成27年8月から、一定以上の所得がある方の介護保険サービスが2割負担になります。

〈現在〉 サービス利用料は自己負担1割です。

改正後

一定以上の所得がある方は、サービス利用料が自己負担2割になります。

◆夫婦や世帯ではなく、個人ごとの所得で判定します。2割負担の対象は、本人の前年の合計所得金額が160万円以上の方となります。(年金収入のみの場合は280万円以上)

3 平成27年8月から、施設入所者の食費・居住費の補助が縮小されます。

〈現在〉 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの入所者、ショートステイの利用者で、低所得の方に食費、居住費の自己負担額の一部を補助しています。

改正後

所得が低くても預貯金などが一定額以上ある場合は、補助対象から外れます。

◆預貯金など(有価証券、投資信託を含む)が単身の場合1千万円以上、夫婦の場合2千万円以上ある方は対象外になります。

〈現在〉 特別養護老人ホームへ入所する際、本人が施設の住所に住民登録を移し、配偶者と世帯分離した場合、入所した本人が非課税であれば補助対象となります。

改正後

入所にあたり、世帯分離した配偶者が課税されていると補助対象から外れます。

〈現在〉 遺族年金や障害年金といった非課税年金は、所得の判定基準から除外します。

改正後

平成28年8月から、非課税年金額も含めた所得で判定します。



懸念の声もあります。マイナンバーを安心・安全にご利用いただくため、制度面とシステム面の両方から個人情報保護するための措置を講じています。

制度面の保護措置としては、法律に規定があるものを除き、マイナンバーを含む個人情報の収集や保管は禁止しています。また、特定個人情報保護委員会という第三者機関がマイナンバーが適切に管理されているか監視・監督します。さらに法律に違反した場合の罰則も、従来より重くなっています。

システム面の保護措置としては、個人情報を一元管理せず、従来通り、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。また、行政機関の間で情報のやりとりをするときも、マイナンバーを直接使わず、システムにアクセスできる人を制限し、通信する場合は暗号化を行います。

また、情報提供ネットワークシステムを使って自分の個人情報をいつ、誰が、なぜやりとりしたのか、ご自身で確認していただける手段として、平成29年1月からマイ・ポータル（情報提供等記録開示システム）が稼働する予定です。

個人番号カードは何に使えるのですか？

個人番号カードは、表面に氏名、住所、生年月日、性別と本人の顔写真が表示され、裏面にマイナンバーが記載されます。個人番号カードは、市町村に申請していただくことで、平成28年1月以降、交付される予定です。

個人番号カードは、①本人確認のための身分証明書として利用できるとともに、②カードに搭載されるICチップや電子証明書を活用することにより、お住まいの市町村の図書館利用証や印鑑登録証など各地方公共団体が条例で定めるサービスにも使用できるほか、e-Taxをはじめ、各種電子申請を行うことができます。マイナンバーはカードの裏面に記載されますが、法律で認められた場合を除き、個人番号カードの裏面をコピーすることなどは法律違反になるので、注意してください。

なお、ICチップには、券面に書かれている情報のほか、電子申請のための電子証明書が記録されますが、所得の情報や病気の履歴などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。そのため、個人番号カードから全ての個人情報が分かってしまうことはありません。

法人番号とは何ですか？

法人にも13桁の法人番号が指定され、広く公開されます。個人番号と異なり、官民間問わず、自由に利用できます。

マイナンバーについてさらに詳しい情報はホームページまで。 コールセンターも開設しています。

マイナンバー制度のよくある質問（FAQ）や最新情報は、内閣官房のマイナンバー（社会保障・税番号）制度のホームページに掲載しています。特定個人情報保護委員会、総務省、国税庁、厚生労働省などの特設サイトへもリンクしています。「マイナンバー」で検索してください。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

平成26年10月から、マイナンバーのコールセンターを開設しています。マイナンバーについてご不明な点がある方や、さらに詳しい情報を知りたい方は、お気軽にお問い合わせください。

電話番号 ☎0570-20-0178（外国語は☎0570-20-0291）

開設時間 平日9時30分から17時30分まで

（平成27年10月から平成28年3月までの半年間は、平日の開設時間を20時まで延長。年末年始を除く土日祝日も17時30分まで開設予定。）



マイナンバー（社会保障・税番号）制度が始まります

マイナンバー（社会保障・税番号）は、住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤であり、期待される効果としては、大きく3つあげられます。

- ① 行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間で連携が進み、手続きが正確でスムーズになります。
- ② 添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減します。行政機関が持っている自分の情報の確認や、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ることも可能になります。
- ③ 所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、負担を不当に免れたり、給付を不正に受けたりすることを防止するほか、本当に困っている人にきめ細かな支援を行えるようになります。

あなたにも、マイナンバー。
はじまります。



番号はいつ、どのように通知されますか？

今年10月以降、住民票を有する国民のみなさん一人ひとりに、12桁のマイナンバーが通知されます。中長期在留者や特別永住者などの外国人も対象です。原則として、市町村から、住民票の住所あてにマイナンバーが記載された「通知カード」が送付されます。住民票の住所と異なるところにお住まいの方はご注意ください。

マイナンバーは一生使うものです。マイナンバーが漏えいして、不正に使われるおそれがある場合を除いて、一生変更されませんので、大切にしてください。

マイナンバーはどのような場面で使用することとなりますか？

来年（平成28年）1月以降順次社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーが必要になります。例えば、

- ① 年金を受給しようとするときに年金事務所にマイナンバーを提示
- ② 健康保険を受給しようとするときに健康保険組合にマイナンバーを提示
- ③ 毎年6月に児童手当の現況届を出すときに市町村にマイナンバーを提示
- ④ 所得税及び復興特別所得税の確定申告をするときに税務署にマイナンバーを提示
- ⑤ 税や社会保障の手続きで、勤務先や金融機関にマイナンバーを提示

といった場面で利用することになります。

マイナンバーは社会保障、税、災害対策の中でも、法律や自治体の条例で定められた行政手続でしか使用することはできません。

情報提供ネットワークシステムを通じた各機関の間の情報連携は、国は平成29年1月以降、地方公共団体は平成29年7月以降順次始まります。情報連携により、申請時の課税証明書などの添付省略など、国民の負担軽減・利便性向上が実現します。

マイナンバーを他人に提供してもよいのですか？

マイナンバーは、法律で定められた目的以外にむやみに他人にマイナンバーを提供することはできません。他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーを取り扱っている人がマイナンバーを含む特定個人情報を他人に不当に提供したりすると処罰の対象になります。

個人情報が一元管理され、外部に漏れるおそれはありませんか？

個人情報が外部に漏れるのではない、他人のマイナンバーでなりすましが起こるのではない、といった

電源立地地域対策交付金

平成26年度の電源立地地域対策交付金事業で、村道天竜川線の法面防災工事、村道原大久保線の舗装工事、村道折立線の折立橋の塗装工事を実施しました

天竜川線の法面防災工事は、落石の多い箇所を法面へモルタル吹付けを実施し、安全に車の走行ができるようになりました。

原大久保線は舗装の打ち替えをし、車が走り易くなり、また、蓋のない側溝を蓋付きに変えることにより幅員も広くなりました。

折立橋は、昭和55年に架けられた橋で、橋の欄干などの錆が目立つようになっていたので、塗装し直しました。

この交付金はダムなどの発電施設のある市町村へ交付され、天龍村へは年額3000万円程交付されています。

また、子育て支援基盤の強化及び質の高い保育サービスの提供を確保するため、保育所運営費についても550万円ほどの電源立地地域対策交付金が活用されています。



村道折立線橋梁維持修繕工事



村道原大久保線舗装工事



村道天竜川線法面防災工事

東原B区に 世帯用村営住宅完成

平成27年3月に、東原B区へ世帯用の村営住宅3棟が完成しました。

外観は屋根が黒、壁が白を基調としたシックなデザインとなりました。内装は2LDKの床面積約63㎡で、IHオール電化となっており、全室フローリング、落ち着きのある茶色と白をベースとしたシンプルでデザインとなっています。日当たり良好で駐車スペースは普通車で1台となっています。



日当たり良好で住みやすい住宅

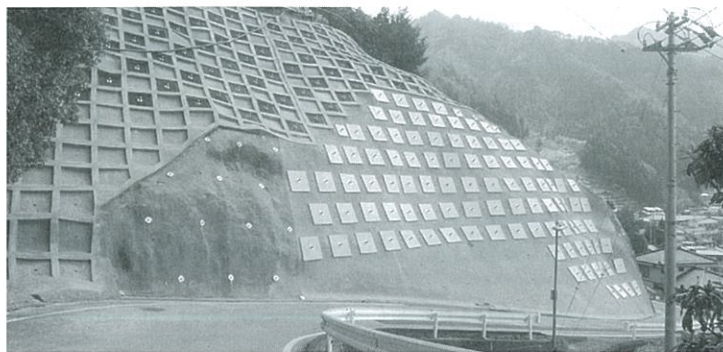
中央区急傾斜指定地の土砂崩落災害が復旧しました

昨年10月27日夕方5時過ぎに土砂崩落が発生した中央区の急傾斜指定地は、村道長野原線の法面と一体となった斜面でしたが、脆弱な土質と急峻な地形もあって長期にわたる復旧工事となっていました。この間、村道は全面的に通行止めとなっていました。利用者のみなさんには大変ご不便をおかけしましたが、3月16日夕方5時をもってようやく道路の通行止めが解除となりました。

工事の間は、地元周辺のみならず始め、道路を迂回して通行していただいたみなさんのご協力をいただき誠にありがとうございました。

この崩落災害では、斜面の付近にあるお宅に避難指示、避難勧告が出されるといった事態にもなり大変ご心配をおかけしました。

急傾斜指定地は長野県の指定するところで、今回の工事は大半が長野県（下伊那南部建設事務所）によるものでしたが、応急復旧するまでの間は県の職員による24時間監視も行っていたいただきました。幸い人的被害もなく、各方面



中央区崩落災害復旧

民俗芸能のあり方を考える

天龍村には、「坂部の冬まつり」「向方のお潔め祭り」「大河内池大神社例祭」の3つの国指定重要無形民俗文化財があり、いずれもその存続や継承が危ぶまれています。

そこで、平成25年1月に各霜月神楽保存会の方を中心とした「天龍村霜月神楽等資産化事業実行委員会」を発足、文化庁の「文化芸術振興費補助金（文化遺産を活かした地域活性化事業）」を活用し、その3つのお祭りなどの様子を記録した資料集作成や映像撮影などを平成25年度から今年度にかけて実施しました。

また、この事業の成果を報告するとともに、村の民俗芸能の継承などについて考えるシンポジウムを、3月13日（金）15日（日）にかけてなんでも館で開催しました。

13・14日は、それぞれの祭りの映像をまとめたDVDの上映会を、15日は、伊那民俗学研究所の橋都正氏、飯田市美術館の櫻井弘人氏による村の霜月神楽についての研究発表や、文化庁伝統文化課の宮田繁幸主任調査官をお迎えしての講演会の後、下伊那地方事務所長や南信州広域

連合事務局長と村長、各地区代表の方を交えた「民俗文化の資産化と継承を考える」シンポジウムを開催しました。会場には、霜月神楽の地元の方をはじめ、村内外から3日間で延べ300人を超える方が来場し、味の開発研究会のみなさんにも五平餅の販売で協力いただき、盛大に開催することができました。今後、長野県や広域連合でも南信州の民俗芸能の継承やその魅力の発信に力を注ぐ事業を展開する予定とのことで、このシンポジウムなどの事業が、さきがけとなったのではないかと思います。



シンポジウムの様子



文化庁宮田主任調査官による講演

小学校入学式



友だちたくさんできるかな

保育所入園式

4月2日（木）、新しいお友達2名を迎えて全園児14名で元氣よく新年度がスタートしました。よく食べ、よく寝て、よく遊び、心も身体も大きくなります。村民のみなさんには昨年度同様、園児達に声をかけ心をかけていただきますようよろしくお願いいたします。



みんな、元気に遊ぼうね！

和知野川キャンプ場オープン！

4月1日（水）より和知野川キャンプ場がオープンしました。ログハウスは平日と日曜日は1棟1泊5000円、土曜日と祝日の前日、ゴールデンウィーク、お盆の期間中は1棟1泊8000円です。予約は役場商工観光係で受け付けています。

フリーサイトの利用料金は、テント1張（キャンピングカー1台）1泊につき1000円です。

ニセンジ 自然公園パター＆マレットゴルフ場 営業開始

4月1日（水）より営業を開始しました。

早木戸川の清流を眺めながら、ご家族、お友達とパターゴルフを楽しんでみませんか！

①プレイ

大人5000円
小人2000円

②回数券

5000円 12枚綴り
定休日：毎週火曜日

☎ 22268（管理棟）

4月3日（金）、あいにくの雨模様でしたが満開の桜の下、平成27年度天龍小学校入学式が行われました。今年度の新1年生は男子のみ3名で、名前を呼ばれると、男の子らしく元気な声で返事をし、小学生としての第1歩を力強く歩み出しました。

たくましくそして楽しい学校生活を送ってくれることを願います。

なお、平成27年度の天龍小学校全校児童数は、25名（男12名、女13名）です。

また、天龍中学校の全校生徒数は、16名（男4名、女12名）です。

大河内森林公園 キャンプ場オープン！

4月20日（月）より大河内森林公園キャンプ場がオープンしました。

オートキャンプ場は1区画1泊2000円で、予約は役場商工観光係で受け付けています。

フリーのテント広場は予約不要でテント1張1泊につき1000円です。

静かな場所と思い思いのアウトドアライフを楽しんでみませんか。

天龍村職員配置と職務分担

(平成27年 4 月 1 日付)

平成27年 4 月 1 日付けの人事異動等により、下記のとおりとなりましたので、よろしくお願いします。

村 長：大平 巖

副村長：永嶺誠一

教育長：板倉恒夫

総 務 課 課長：竹田順次

※課長補佐 () 臨時職員

係等名	係 長 等	係 員
総 務 係	※大平卓治	宮下正和・金田祥吾・(宮澤多江子)
企 画 財 政 係	斎藤 正宏	大平成二・(村営バス：後藤泰計・熊谷長治)
税 務 係	藤澤 壮士	(兼)玉井直江
むらづくり推進係	橘 謙治	宮澤寿幸・(地域おこし協力隊：内藤有香・阿加井亮・村澤雄大・河本雅美)
県 派 遣	—	伊藤祐介

出 納 室 会計管理者：大平哲士

係等名	係 長 等	係 員
出 納 室	—	玉井直江

住 民 課 課長：小林公人

※課長補佐 () 臨時職員

係等名	係 長 等	係 員
住 民 福 祉 係	大平 崇史	長田みゆき
国 保 環 境 衛 生 係	中島 俊博	
健 康 支 援 係	影原 房	保健師：栗生瑛理(杉浦志乃・宮澤育子)
社会就労センター	影原 重喜	松下良太(樋本 孝・大平伸次・服部聡央)
天 龍 保 育 所	※竹田朋子	宮澤真由美・成瀬理沙・花輪加奈子(宮下友美・村松美鶴)

振 興 課 課長：熊谷弘幸

係等名	係 長 等	係 員
農 林 係	渡久山直樹	橋爪 貴・瀧澤 翔・(兼)市川拓馬
商 工 観 光 係	森 祐二	県派遣職員：市川拓馬

建 設 課 課長：鈴木浩孝

※課長補佐 () 臨時職員

係等名	係 長 等	係 員
建 設 係	※後藤浩二	宮澤昂平
上 下 水 道 係	※野竹英二	服部誠司
国 土 調 査 係	※清水保秀	(板倉節子)

南支所・天龍温泉 所長：花田清一

係等名	係 長 等	係 員
南 支 所	—	(飯泉幸大)
天 龍 温 泉		

教育委員会(なんでも館)

() 臨時職員

係等名	係 長 等	係 員
教 育 係	—	松澤一生・坂田一万・(瀧澤るみ子)
学 校 給 食	—	後藤三八子・藤澤久美・(金田久美子)
学 校 公 使	—	伊藤照子

社会福祉協議会派遣

社 協 事 務 局 事 務 局 長	秦 博実
養 護 天 龍 荘 所 長	村松美里

よろしくお願いします

平成27年度 地区担当職員名簿

平成27年4月1日現在

地区名	班数	世帯数		人数		担当職員名		
		未加入 世帯		未加入 人口				
為 栗	1	1		1		影原 房	松澤 一生	
長島宇連	3	3		6				
折 立	1	7		12		清水 保秀	坂田 一万	
清 水	3	10		23		秦 博実	栗生 瑛理	
東原A	4	27		62		鈴木 浩孝	宮下 正和	宮澤 寿幸
東原B	4	23		60		秦 博実	宮澤 昂平	
西 原	7	40	3	94	3	村松 美里	松下 良太	
中 央	3	22		43		野竹 英二	大平 成二	
余 野	2	12		23		熊谷 弘幸	大平 成二	
北	3	13		32		大平 哲士	清水 保秀	
本 町	4	23	1	38	1	森 祐二	松澤 一生	
岡 本	7	49	2	107	2	村松 美里	橋 謙治	
長野町	5	26		56		影原 房	影原 重喜	
長 野	5	25	3	63	5	鈴木 浩孝	服部 誠司	
南 上	5	32	1	63	2	橋 謙治	坂田 一万	
南 中	3	12		22		大平 卓治	宮下 正和	
栄 町	4	17	1	38	1	中島 俊博	金田 祥吾	
南 下	4	27		67			長田 みゆき	
松 島	3	17		29		大平 崇史	飯泉 幸大	長田みゆき
松島中電	1	6		9				
長 沼	1	1		1				
鷺 巣	4	31		62		小林 公人	服部 誠司	
十久保	3	10		21		後藤 浩二	宮澤 寿幸	
下 山	3	10		19		熊谷 弘幸	藤澤 壮士	
中井侍	7	18	1	42	2	大平 哲士	玉井 直江	
途中上平	2	6		12		斎藤 正宏	瀧澤 翔	
鷺巣宇連	1	4		6			瀧澤 翔	
福 島	2	12		34		後藤 浩二	藤澤 壮士	
倉の平	1	6		13		森 祐二	松下 良太	
坂 部	4	13		22		渡久山直樹	玉井 直江	
中 組	2	69		12		小林 公人	影原 重喜	
戸 口	3	13		25		大平 卓治	橋爪 貴	
大久那	2	9		20		大平 崇史	宮澤 昂平	
合 戸	1	4		8		野竹 英二	金田 祥吾	
見 遠	1	1		1				
向 方	7	41		72		花田 清一	橋爪 貴	
峠 山	1	2		5			栗生 瑛理	
大河内	4	21		49		竹田 順次	飯泉 幸大	
梨 畑	2	8		18			渡久山 直樹	
総 計	123	671	12	1,290	16	* 世帯数、人数は各地区から報告のあった数値による。 特養・養護・小中教員・どんぐり向方学園(教員含む)を除く		

河川愛護モニター募集

国土交通省中部地方整備局では、河川整備・河川利用又は河川環境などに関する地域の要望を十分に把握し、地域との連携を進め、あわせて河川愛護思想の普及啓発及び河川の適正な維持管理に資するために、河川愛護モニター（以下「モニター」という。）をお願いし、ご助言をいただいております。

今般、天竜川上流河川事務所ではモニターの任期満了に伴い、新たなモニターを募集することとなりましたので下記のとおりお知らせします。

記

1. 募集人数：1名
2. 募集区間：天竜川：天竜川橋付近から平岡ダム付近まで
3. 応募資格：次の両方の条件を満たす方
 - ①満20歳以上の心身とも健康な方で、河川に接する機会が多く河川愛護に関心をお持ちの方
 - ②募集区間の近隣にお住まいの方
4. 応募期間：平成27年 5 月 8 日(金)まで
5. 応募方法：①住所②氏名③電話番号④年齢⑤職業⑥応募区間⑦応募理由を記載したものを下記住所へ郵送
6. お問い合わせ先：

〒399-4114 駒ヶ根市上穂南 7-10

国土交通省天竜川上流河川事務所 管理課 管理第一係 黒塚（☎0265-81-6414）

イ) 活動内容

I. 日常生活の範囲内で気がついた川の情報を伝えていただくことが主な内容です。

例：堤防をいつも散歩しているが、ゴミが捨てられている！

自転車で堤防を走っていたら堤防の舗装が壊れているのに気がついた！

（河川管理者に情報を提供していただくことが任務であり、**不法行為者に対し直接指示して是正を図っていただくなどの責務はありません。**）

II. 地域住民への河川愛護思想の普及啓発

ロ) 任期

平成27年 7 月 1 日から 1 年間（但し、期間満了以前に委嘱が終了する場合があります。）

ハ) その他

- ・通信費などとして一定の諸謝金をお支払いします。
- ・日常生活の範囲内での情報提供をお願いするものですので、保険は準備しておりません。
- ・川を見ていただく回数の縛りはありません。
- ・緊急以外の報告について、こちらで用意した用紙で月に一度報告をいただきます。



笑顔、きらきら、天竜川。
天竜川上流
河川事務所



救命手当の課題に取り組む日赤奉仕団員チーム

2月28日(土)に下伊那郡赤十字救急法競技大会が高森町を会場に行われ、天龍村より日赤奉仕団、消防女性班の2チームが参加しました。
この大会は、災害などの緊急時に備えて救急法の知識や技術の向上を図ることが目的で、下伊那で毎年行われており、今年は21回大会でした。
当日は三角巾、AEDを使い、出血や骨折、救命手当を想定した課題に4人1チームで挑戦しました。
いざという時、救急車が到着するまでの間の応急措置が非常に重要です。今後も日赤奉仕団、消防団ともに、このような大会などに積極的に参加し、救護知識の習得に努めていきたいと思っております。

下伊那郡赤十字救急法競技大会
第21回大会に参加

新規採用職員あいさつ



花輪加奈子

今年度から天龍村保育所の職員としてお世話になります、花輪加奈子と申します。
私は、この3月まで飯田女子短期大学の幼児教育学科で

保育士を目指し学んでいました。私自身も通っていた天龍保育所で働けることを大変嬉しく思っています。
まだまだ未熟ですが、子ども達と共に成長していきたいと思えます。そして、今までお世話になった天龍村に恩返しができるよう精一杯頑張りますので、よろしく願います。

ありがとうございます

福祉へ役立てて

NTT東日本飯田支店から寄附

1月28日(水)、NTT東日本関越飯田営業支店より、地域福祉に役立ててほしいと、昨年一年間に同支店やグループ会社の社員から募った寄附金5万614円が贈られました。村では基金へ積み、福祉に役立たせていただきます。



NTT飯田支店 荒井氏、和木氏

「あなたの提言ボックス」によせられた声 No.32

(平成26年6月～

平成27年3月開箱分(一部))

設置場所	提言の概要及び提案者	回答・対応等
おきよめの湯	◎天龍温泉おきよめの湯について 当温泉に通って21年目になります。年間30回以上、片道2時間半かけて利用させていただいてます。 当温泉の良い点 ・お風呂、湯が綺麗 ・休憩所が広くゆったりと休める ・働く人々の人柄が良好 気になる点 ・レストランの料理の味と価格が合わず (村外者)	日頃は、おきよめの湯をご利用いただきまして誠にありがとうございます。 今後も更にサービスの向上に努めて参りますので、またのお越しをお待ちしております。 本年度、おきよめの湯は改築を予定しており、皆様には長期間ご迷惑をおかけすることとなりますが、リニューアルオープン後も引き続きご利用いただきますようお願いいたします。 また、ご指摘のありましたレストランについては、今後検討させていただきます。 これからもお気づきの点等ありましたらお願いします。
	◎天龍温泉おきよめの湯について おきよめの湯におじゃましました。 受付の方にブッポウソウのお話を聞きまた来たいなぁと思いました。 主人がブッポウソウタオルを欲しがっております。 湯上がり用のフツウのタオルにブッポウソウ(背景にゲンジボタル)を印刷して300円以上(青の単色刷り)で売って下さい。各地の温泉タオルを集めて、それをキロク変わりにまた訪ねて行って楽しんでいます。 きれいないいお湯をありがとうございました。 (村外者)	この度は、おきよめの湯をご利用いただきまして誠にありがとうございます。 また、貴重なご意見をいただきありがとうございます。 9月1日(月)より、おきよめの湯は大規模改修事業を実施しており、休業させていただいております。 皆様には長期間ご迷惑をお掛けしますが、来年夏のリニューアルオープンに向け、多くのお客様にご利用いただけるよう、職員一同精一杯努力いたします。 ご提言のありました湯上がり用タオルについては、今後参考にさせていただきます検討いたします。 これからもお気づきの点等ありましたらお願いします。
龍泉閣	お土産用などのお菓子やその他の新商品などがこれから開発されるようになれたらいいと思います。 (村外者)	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 いただきましたご意見は、今後村の特産品等開発を検討する際、参考とさせていただきます。

* 毎月多くのご提言などをいただきありがとうございます。村では、みなさんからいただいたご提言などを1件ずつ検討させていただき、その結果を提言者に回答させていただくとともに、いくつかのご提言などについては、広報天龍にて公表させていただいておりますが、提言者の住所・氏名が未記入の方に対しては折角のご提言などに対して回答することができません。ご提言などをお寄せいただける方におかれましては、是非住所・氏名のご記入をお願いします。

村の駐在さん



小野寺さん

人事異動により、新しい駐在さんが着任されました。小野寺健一さん(32歳)です。前任地は茅野市です。みなさんと共に村内の安全を守るため、ご協力をお願いします。

保健師だより

野菜の時間(料理教室)を開催

飯田下伊那を中心に野菜ソムリエとして活動している、殿倉由紀子氏・下井泉氏を講師に迎え、3月13日(金)に天龍村老人福祉センターで、26日(木)には向方老人憩いの家で「野菜の時間」を開催しました。

※野菜ソムリエとは野菜や果物についてさまざまな知識を持ってその魅力を伝える資格をもった人です。

次の内容で、天龍村の特産である「お茶」や常備野菜を使ったレシピを紹介していただきました。

- ・ほうれん草のケークサレ
- ・きのこのナムル
- ・お茶のゼッポリーネ
- ・人参のポタージュスープ
- ・りんごのドレッシング
- ・お茶のヨーグルトムース

普段食べる機会の少ない珍しい料理を紹介していただき、楽しく調理し、おいしくいただきました。詳しくはレシピが知りたい方は役場保健師までご連絡ください。



料理の説明を受ける参加者

全国農業新聞

購読のご案内

週刊 金曜日発行

月額600円

購読の申込みは農業委員会事務局まで

緑の募金にご協力ください

4月1日から5月31日までには緑化推進強調月間です。この期間中、健全な森林づくりや緑豊かな環境づくりを進めようと「緑の募金」が行われます。今年度もみなさんのご協力をお願いします。

「緑の募金」はその名のとおり、みなさんの善意にお願いするもので、使われ方も道路や公共施設などに植ええられる樹木などの費用として還元されるなど、緑のまちづくりに役立てられます。

緑の募金に対するご理解を深めていただき、引き続きご支援いただきますようお願いいたします。

お世話になります

(人事異動)

学 校

平成27年度の異動により、次の先生方が村内の小中学校に着任されました。

＜天龍小学校＞

- ◇大平 直美 (1年)
- ◇古田 麻衣 (3年)
- ◇長尾 光弘 (5年)
- ◇中島あゆみ (音楽)
- ◇白石 晴香 (養護)
- ◇牛山 香奈 (事務)

＜天龍中学校＞

- ◇廣田 青育 (2年副担任)
- ◇江木孝太郎 (2年副担任)
- ◇塩澤さおり (3年副担任)

消 防

平成27年度天龍村消防団役員が選任されましたのでお知らせします。

- ◇団 長 森 祐二
- ◇副団長 中島 俊博
- ◇本部長 影原 重喜
- ◇機関長 大平 崇史
- ◇救護長 藤澤 壮士
- ◇喇叭長 濱島 徳嗣
- ◇旗 手 宮澤 忠雄
- ◇第一分団長 上野 洋平
- ◇副分団長 斎藤 正宏
- 〃 大澤 和也
- 〃 恩澤 知

役 場

- ◇第二分団長 村松 賢治
- ◇副分団長 佐々木隆登
- 〃 渡久山直樹
- ◇女性班長 平松 若菜
- ◇副班長 花田佳奈美

◎退職

3月31日付けで次の職員が退職となりました。大変お疲れさまでした。

- ◇鈴木一寿 (社会福祉協議会)
- ◇熊谷 理恵 (総務課)
- ◇林 ミチ江 (天龍保育所)
- ◇宮下 七月 (総務課)

※敬称略

